

和 福 障 第 9 5 0 号
令 和 5 年 8 月 1 7 日
(2 0 2 3 年)

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様
指定障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のみなし配置」に伴う変更届出書の提出について (通知)

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日、和歌山県障害福祉課より通知がありました「サービス管理責任者等に関する告示の改正について (令和5年8月2日付け障第536号)」において、改正内容を周知しましたが、基礎研修終了後「6月以上」の期間で実践研修を受講可能とするために、本市あてに提出する変更届出について、留意事項を次のとおりお知らせします。

基礎研修修了後「6月以上」の期間で実践研修を受講可能とする届出手順

1. サービス管理責任者等基礎研修修了時点でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者 (以下、サビ管等という) の配置のための実務経験を満たしていることを確認。
(別添 実務経験要件 参照)
2. サビ管等の基準人員を既に満たしている事業所において、新たに「みなしサビ管等」として配置することを県振興局に届出する。(別添の記載例を参考に、以下の書類を提出すること。)
また、実践研修受講には下記写し (★)が必要となるため、届出は2部提出し、受付印を押印した1部を事業所の控えとしておくこと。
 - ①変更届出書 (様式第3号 (第5条関係)) ★
 - ②付表 (サービス種別に対応したもの) ★
 - ③経歴書 (参考様式3)
 - ④実務経験証明書 (参考様式4)

※ (基礎研修終了時点で配置の要件を満たしていることがわかるもの) ★

 - ⑤基礎研修修了証の写し
 - ⑥勤務形態一覧表 (サービス種別に対応したもの) ★
 - ⑦組織体制図

⑧雇用証明書（雇用契約書の写し等）

⑨以下、必要に応じて添付

資格を証する書類、運営規程

※実践研修実施の前月までに6月以上かつ90日以上配置し、個別支援計画原案作成までの一連の業務を10回以上行ってください。

・配置は月途中からでも可能とし、事業所に配置している日数とします。

（個別支援計画業務に従事していない日も日数に入れてよい。）

・一連の業務とは、アセスメント（モニタリング）、原案作成、会議を含めた一連の業務をいいます。

※令和4年度の基礎研修受講者は、上記要件を満たした上で8月からみなし配置することで、本年度（令和6年2月）の実践研修が受講可能となります。

※みなし配置のサビ管等は、非常勤でも可能であり、直接支援職員との兼務も可能です。（勤務時間全てを直接支援職員の常勤換算に含めることができます。）

※実践研修受講後、修了書を障害者支援課に届け出ることで、サビ管等の全ての業務が可能となります。（基準人員を超えた配置であれば、兼務の配置は引き続き可能です。）

3. 様式について

各様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

障害福祉サービス事業等の指定、変更・休廃止等（ページ番号：1000838）

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード（ページ番号：1024651）

（担当）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 指定審査グループ

TEL: 073-435-1060

FAX: 073-431-2840

Email: shogaishashien@city.wakayama.lg.jp